

野田市消防通信規程の一部を改正  
する訓令をここに公布する。

令和3年1月26日

野田市消防長 菅野 透

## 野田市消防本部訓令第3号

### 野田市消防通信規程の一部を改正する訓令

野田市消防通信規程（平成3年野田市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「千葉北西部消防指令センター」を「ちば北西部消防指令センター」に、「松戸市ほか5市消防指令事務協議会」を「松戸市ほか9市消防指令事務協議会」に、「松戸市消防局内」を「松戸市松戸新田114番地の5」に改め、同条第14号中「ひとり暮らし老人等」を「ひとり暮らし高齢者等」に改め、同条に次の1号を加える。

(27) 「通信担当」とは、消防本部の課長又は課長相当職以上にある者のうちから消防長が任命する通信係員を指揮監督する職員をいう。

第3条第1項中「に規定する」を「の規定に基づく」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「通信係長」を「通信係員」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第6条第2号中「情報通信」の次に「、連絡通信」を加え、「、その他」を「その他」に改める。

第11条第1項中「指令担当」を「通信担当」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第20条第4項中「指令係員」を「通信係員」に、「第19条」を「前条」に、「当該市町から出場要請」を「応援の要請」に改め、同条第5項中「指令係員」を「通信係員」に、「第19条」を「前条」に改める。

第23条第1項中「消防隊等が」を「消防隊等は、」に改める。

第24条中「第20条第1項、第2項及び第4項、第21条並びに前条第2項」を「第20条第4項」に改める。

第29条中「の発生又は」を「が発生し、若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第31条の見出し及び同条中「呼び出し名称」を「呼出名称」に改める。

第36条第1項中「<sup>ふく</sup>輻そう等」を「ふくそう等」に改める。

第39条第1項中「指令担当」を「通信係員」に改め、「障害等により」の次に「通信が」を加える。

第44条中「試験通信」を「、試験通信」に改める。

第52条第2項中「前項」を「、前項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。